

## 研究会・シンポジウム報告

社会科学研究所公開シンポジウム「格差の諸相—“分断社会”を越えて—」

日時：2016年11月26日（土） 13:00～16:00

場所：生田校舎 420 教室

参加人数：70名

プログラム：

13:00 所長挨拶

13:10—13:50

井手英策（慶應義塾大学経済学部教授）

「分断社会を終わらせる—『だれかが受益者』から『だれもが受益者』へ—」

13:55—14:25

福島利夫（専修大学経済学部教授、社研所員）

「統計で発見する日本の格差—その質と量を問う—」

14:40—15:10

高橋祐吉（専修大学経済学部教授、社研所員）

「非正社員とは何か？—身分化した雇用をめぐる—」

15:15—15:45

小池隆生（専修大学経済学部准教授、社研所員）

「現代日本における相対的貧困—困窮の諸相に見る『貧困の幅』—」

15:45—16:05 【質疑応答】

東西冷戦が終わりを告げ、日本ではバブル経済がはじけてのちの1990年代以降、経済のグローバル化の進展とともに、国内・国際間の格差が顕在化してきている。人が「格差」を表象するとき、一律ではない。現代は、様々な次元で格差が拡大し、社会の様相を変えてきている。社研はこの現象をより明確に描き出し、ひいてはその問題を克服する方向を考察するために、「格差の諸相」をタイトルとした公開シンポジウムを行った。

講師には、様々なメディアを通じて「分断社会」について論じ、注目を集めている慶応大学（財政社会学）の井手英策氏を招き、加えていずれも専修大学経済学部にも所属する社研所員、福島利夫、高橋祐吉、小池隆生の三所員にそれぞれの専門から「格差」について論じてもらった。

井手氏は、1997～8年を境に所得格差が顕在化し、それに伴う危機感は中間層にとって、より深刻であることを示したあと、格差是正のために所得再分配を行うという場合、より豊かな者からより貧しい者への所得移転では、より豊かな者には「奪われた」という意識が生まれ、それが「分断社会」を生むと指摘する。そうならないためには、一律同率課税による定額現物（＝教育・医療等のサービス）給付（「だれもが受益者」）にすればよいと主張。

福島所員は、1998年あたりを、従来の「日本型企业社会」の終焉と見なして、それを完全失業者数、現金給与総額、家計貯蓄率、生活保護受給者数などの推移から説明し、「個人の孤立」化が進み始めたと指摘。そこで「人たるに値する生活」権のために、従来の地縁・血縁・社縁から公共部門や非営利協同部門による公縁・協縁社会へ向かうべきと提言。

高橋所員は、雇用とはそもそも人間である労働者の労働力を商品化するという「無理」によって成り立っているので、この無理を緩和するために従来の伝統的な「無期雇用」という雇用概念がありえたことを前提として、現代では有期雇用の非正社員が増大し、身分化しているという現実を指摘。これに対して、差別的雇用制度の改革、現在の「生活者としての」非正社員像への転換、最低賃金の大幅な改善を提唱した。

小池所員は、ピーター・タウンゼントの「剥奪的貧困」コンセプトを中心に報告した。われわれの通常用いる「絶対的貧困」や「相対的貧困」概念は、いずれも所得を基準に、いわば「物的」アプローチによって貧困を説明しようとするが、そうではなく人が雇用・家庭生活・地域社会・社会参加・余暇・教育などの局面で本来持つべき「質的」権利が「奪われている」か否かを規準とするのが「剥奪的貧困」アプローチである。それに則り、小池所員は、剥奪的貧困を解消すべく、公的なサービスの現物給付が求められるべきだと提言した。

シンポジウムで4人もの論者を立てると、よほど十全な事前研究会をしない限り、どうしても論点がバラバラになる傾向があり、結果としてタイトル倒れになることが多い。しかし、今回のシンポジウムでは、全体として内容的に非常にまとまりのあるものになったことは、大変喜ばしいことだ。できれば論者の方々にもっと時間を配分したかったが、一般市民を対象とすることを考えて、聴衆の中だるみがないように全体で3時間という枠を設定した。それぞれの論者には記してお詫びしたい。

記：専修大学経済学部・村上俊介